

建築基準法第43条第2項に係る接道規制の特例について

第43条第2項第1号に基づく認定
第43条第2項第2号に基づく許可
(旧法第43条第1項ただし書)

宇都宮市都市整備部建築指導課

令和5年12月

○建築基準法第43条第2項に係る接道規制の特例について

(第43条第2項第1号に基づく認定・第43条第2項第2号に基づく許可)

都市計画区域および準都市計画区域内の建築物の敷地は、建築基準法第43条の規定により、建築基準法上の道路に2メートル以上接しなければなりません。したがって、建築基準法上の道路に接していない敷地には、原則として建築物を建築することはできません。

ただし、建築基準法上の道路に接していない敷地であっても、用途及び規模に関し一定の基準に適合するもの(建築基準法第43条第2項第1号の認定)又は敷地の周囲の状況及び建築の条件などにより、建築審査会の同意を得て許可(建築基準法第43条第2項第2号の許可(旧法第43条第1項ただし書))した場合は、建築することが可能になります。

各規定については、以下のとおりです。

1. 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定について ⇒詳細2ページへ

敷地が幅員4メートル以上の道(農道等)に2メートル以上接する建築物のうち、建築敷地内の延べ面積の合計が500平方メートル以内の法別表第一(イ)欄(一)項に掲げる用途※以外の用途で、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものが、認定制度の対象となります。

※劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの

2. 法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について ⇒詳細12ページへ

(旧法第43条第1項ただし書)

建築基準法上の道路に接していない敷地には原則として建築物を建築することはできませんが、敷地の周囲の状況及び建築の条件などにより、特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めて建築審査会の同意を得て許可した場合、建築することが可能になります。また、一定の許可基準を満たす建築物について、「建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る包括同意基準」を設けており、一括して建築審査会の同意を得ています。

本書では、「建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る包括同意基準」に適合している場合における申請について解説します。

1-1. 法第43条第2項第1号の規定に基づく認定について

宇都宮市では、法第43条第2項第1号の規定による敷地等と道路との関係の特例に関し、適正な法の運用を図るため、交通上、安全上、防火上及び衛生上支障が無いと認められる建築物について必要な基準（以下「認定基準」）を定めています。認定を受けようとする際には、「認定基準」に適合する場合であっても、事前相談及び事前協議が必要となりますのでご注意ください。

建築基準法第43条第2項1号に係る認定基準

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第43条第2項第1号の規定による特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めるものは、下記のとおりとする。

第1 建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。）第10条の3第1項第1号に該当する農道その他これに類する公共の用に供する道に該当するもの及び認定基準は、次に掲げるものとする。

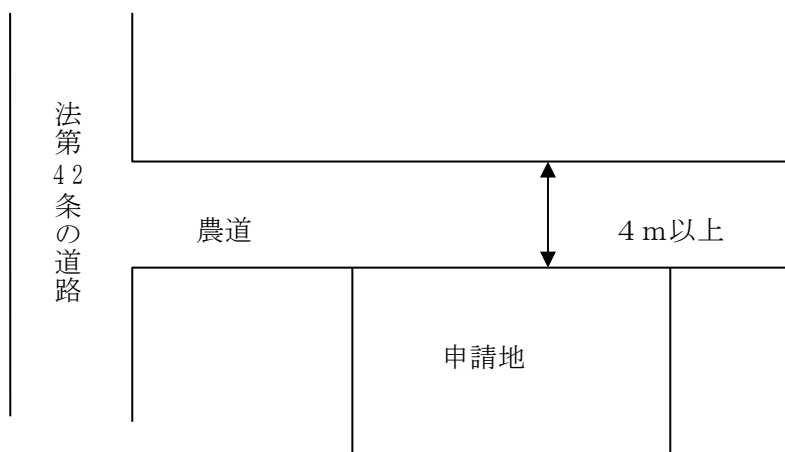
認定対象となる建築物の規模及び用途は、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合においては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内の法別表第一（い）欄（一）項に掲げる用途※以外の用途に限ります。

※劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂、集会場その他これらに類するもので政令で定めるもの

1. 農道等に接する場合は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 農道その他これらに類する公共の用に供する道（以下「農道等」という。）で、公共機関が管理するもの。
- (2) 農道等の利用に関して管理者の同意を得ていること。ただし、公的機関の所有で、地目が公衆用道路となっているものはこの限りではない。
- (3) 農道等を前面道路とみなし、法第52条第1項及び法第56条第1項の規定に適合すること。
- (4) 栃木県建築基準条例（昭和57年栃木県条例第2号。以下「県条例」という。）の定めるところにより接道にかかる制限がある場合は、その数値以上とする。

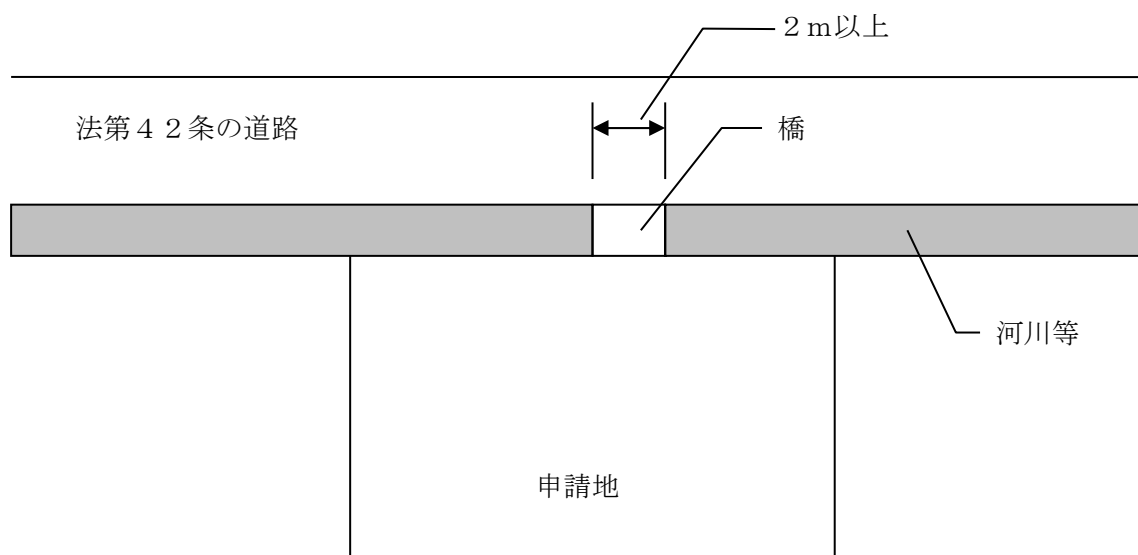
「農道等」の場合



2. 敷地と道路の間に、河川及び水路（以下「河川等」という。）がある場合は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 河川等に、敷地から道路に至る橋等の通路（幅員2メートル以上）が確保され、当該通路により敷地への出入りに支障がないこと。
- (2) 当該河川等の橋等を通路として利用することについて、占用許可等により、その管理者の承諾が得られていること。
- (3) 河川等を挟んで接続する法第42条の道路が申請敷地に接している前面道路とみなし、法第52条第1項及び第56条第1項の規定に適合すること。
- (4) 県条例の定めるところにより接道にかかる制限がある場合は、その数値以上とする。

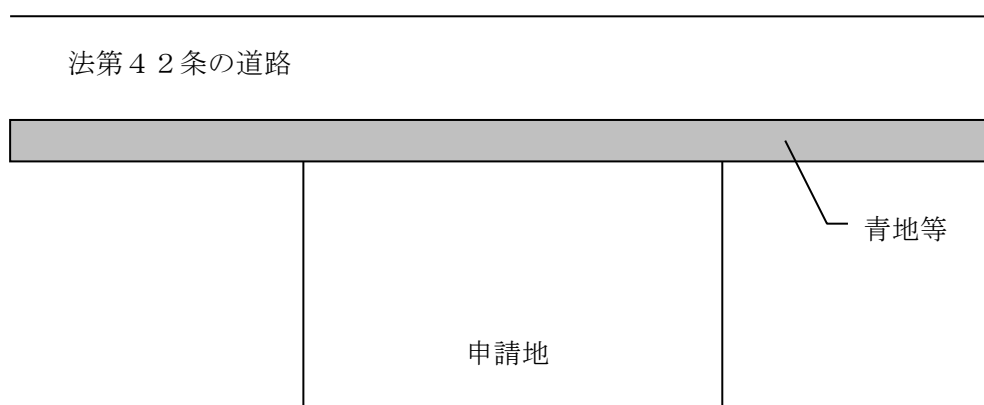
敷地と道路の間に、河川等がある場合



3. 敷地と道路の間に青地等がある場合は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 通路（幅員2メートル以上）が確保され、当該通路により敷地への出入りに支障がないこと。
- (2) 青地等を利用することについて、占用許可等により、その管理者の承諾が得られていること。
- (3) 青地等を挟んで接続する法第42条の道路が申請敷地に接している前面道路とみなし、法第52条第1項及び第56条第1項の規定に適合すること。
- (4) 県条例の定めるところにより接道にかかる制限がある場合は、その数値以上とする。

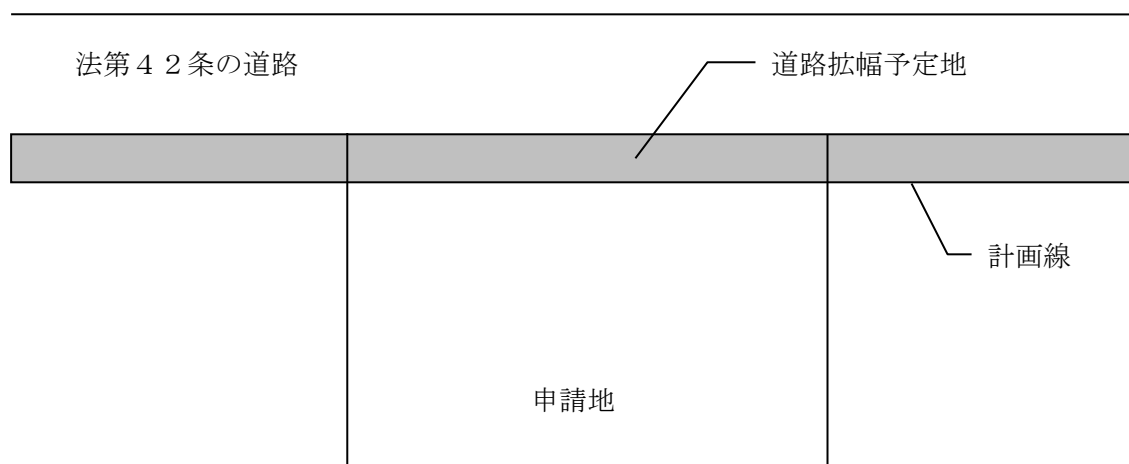
敷地と道路の間に青地等がある場合



4. 敷地と道路の間に道路事業等により、道路用地として買収された土地がある場合には、次に掲げる基準に適合すること

- (1) 事業者と協議し支障ないもの。
- (2) 道路用地として買収された土地を挟んで接続する法第42条の道路が申請敷地に接している前面道路とみなし、法第52条第1項及び第56条第1項の規定に適合すること。
- (3) 県条例の定めるところにより接道にかかる制限がある場合は、その数値以上とする。

敷地と道路の間に道路事業等により、道路用地として買収された土地等がある場合



第2 省令第10条の3第1項第2号に基づく、建築基準法施行令第144条の4第1項各号に掲げる基準に適合する道に接する場合における認定基準は、次に掲げるものとする。

認定対象となる建築物の規模及び用途は、延べ面積（同一敷地内に2以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が500平方メートル以内の一戸建ての住宅、長屋、又は法別表第二（い）項第二号に掲げる用途※に限り。

※住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの

1. 都市計画法第37条の規定に基づく制限解除を受けた未完成の道路に接する建築物。
(都市計画法および宅地開発指導要綱に基づく「事前協議書」の写し+「道路施設の管理及び帰属に関する協定書」の写しを添付すること)

1-2. 認定申請の流れについて

法43条第2項第1号の認定申請の流れは、以下のとおりです。

<窓口相談> 事前協議書（様式26ページ）を提出する前に、現地の写真や現況図、公図等の資料をご持参の上、建築指導課窓口（本庁11階）にてご相談ください。

【確認事項】法43条第2項第1号の認定を必要とする理由、計画建築物の規模、認定適用地の幅員、所有者および管理者、現地の状況等

<事前協議> 事前協議受理後、担当職員が書類審査および現地調査を行います。

【提出書類】事前協議書（1部）、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、求積図、公図（写し）、登記事項証明書（写し）、付近の写真（空地部分と道路、計画敷地の関係がわかるもの）、理由書 ⇒（参考様式23ページ～）

<事前協議完了等の連絡> 認定申請の可否や書類の不備事項等の連絡をします。

<認定申請> 事前協議時の不備事項を修正し、必要書類を揃えた上で、認定申請を行ってください。この時点で申請手数料27,000円（現金）が必要になりますのでご用意をお願いいたします。

【提出書類】⇒詳細次ページ

認定申請書（正副2部）、事前協議書と同様の図書（公図（原本）、登記事項証明書（原本）、市街化調整区域の場合は、配置図に都市計画課の事前相談済印）、所有者及び管理者からの同意書（占用許可書、施行承認等）、委任状、橋梁を設置する時期の誓約書、その他必要図書

<認定通知> 申請書類の審査を行い、支障がなければ認定通知書を交付します。
事前協議書提出から認定通知交付までの標準処理期間は23日程度です。

<確認申請>

■法第 43 条第 2 項第 1 号の認定申請について■

(接道規制の適用除外関係)

1. 申請者

原則，確認申請者と同じとする。

(違う場合は，土地所有者との関係を備考欄に記載)

2. 添付図書

(1) 付近見取図

(2) 配置図 (有効幅，境界幅を記入)

(3) 平面図

(4) 立面図 (道路とみなし，道路斜線制限を明示)

(5) 断面図

(6) 公 図 } 建築地先の所有を確認

(7) 登記事項証明書 } (土地改良区については，換地計画図)

(8) 所有者及び管理者からの同意書 (橋梁を設置する場合は，占用許可書の写し等)

(9) 申請部分の写真 (カラーのもの)

撮影位置，方向が判るような図面を添付，若しくは配置図等に記載すること。

写真は申請敷地部分を赤線で囲み，認定対象部分は黒で境界線を引くこと。

(10) 委任状

(11) 理由書 (接道しない周囲の状況，新築，増築，分家等) ⇒ (参考様式 2 3 ページ～)

(12) その他必要と認めるもの (橋梁設置時期の誓約書)

※開発許可等を要する場合は，認定申請書の正本に都市計画課から下記の事前相談済の印を配置図に押しってもらうこと。

事前相談済
都市計画課

年 月 日

記入例
建築基準法第43条2項1号認定

認定申請書
(第一面)

建築基準法第 **43** 条第 **2** 項第 **1** 号
の規定による認定を申請します。この申請書
同法施行令第 条 第 項
及び添付図書の記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 様

令和 年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

※手数料欄		
※受付欄	※決裁欄	※認定番号欄
令和 年 月 日		令和 年 月 日
第 号		第 号
係員氏名		係員氏名

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 **宇都宮市〇〇町字●●××**

【2. 住居表示】 **宇都宮市〇〇町×××**

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

農道又は前面道路の幅員を記入

【5. 道路】 **法第43条第2項第1号による**

【イ. 幅員】 **4. 0 m**
【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 **2. 5 m**

農道又は前面道路と接する

最小有効幅員を記入。

橋跨ぎの場合、橋梁の有効寸法を記入

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () ()

(2) () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () () () ()

【ロ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】

() () () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () () () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () () () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】

() () () () () ()

【リ.貯水槽の設置部分】 () () ()

【ヌ.宅配ボックスの設置部分】
() () ()

【ル.住宅の部分】 () () ()

【ヲ.老人ホーム等の部分】
() () ()

【ワ.延べ面積】

【カ.容積率】

【11.建築物の数】

【イ.申請に係る建築物の数】

【ロ.同一敷地内の他の建築物の数】

【12.工事着手予定年月日】 令和 年 月 日

【13.工事完了予定年月日】 令和 年 月 日

【14.その他必要な事項】

【15.備考】

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】
【イ. 最高の高さ】
【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 用途別床面積】
(用途の区分)(具体的な用途の名称)(申請部分)(申請以外の部分)(合計)
【イ.】 () () () () ()
【ロ.】 () () () () ()
【ハ.】 () () () () ()
【ニ.】 () () () () ()
【ホ.】 () () () () ()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

2-1. 法第43条第2項第2号の規定に基づく許可について (旧法第43条第1項ただし書)

宇都宮市では、法第43条第2項第2号の規定による敷地等と道路との関係の特例に関し、許可手続きの迅速化および簡素化を図るため、特定行政庁と建築審査会があらかじめ包括的に同意する「建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る包括同意基準」(以下、「包括同意基準」という。)を定めています。本書では包括同意基準に適合する場合の手続きについて解説します。

許可を受けようとする際には、許可基準に適合する場合であっても、事前相談及び事前協議が必要となりますのでご注意ください。

建築基準法第43条第2項第2号の許可に係る包括同意基準

建築基準法(昭和25年法律第201号。以下「法」という。)第43条第2項第2号の規定による許可をする場合のうち、それぞれ下記の基準を満たす場合については、あらかじめ、建築審査会が同意を与えたものとして取り扱う。

なお、特定行政庁は、この基準に基づいて許可した場合は、速やかに建築審査会に報告をするものとする。

記

第1 建築物及びその敷地が、建築基準法施行規則(昭和25年建設省令第40号。以下「省令」という。)第10条の3第4項第2号に該当し、次に掲げる基準に適合すること。

・省令第10条の3第4項第2号

『その敷地が農道その他これらに類する公共の用に供する道(幅員4メートル以上のものに限る。)に2メートル以上接する建築物であること。』

- (1) 農道その他これらに類する公共の用に供する道(以下「農道等」という。)で、公共機関が管理するもの。
- (2) 農道等の利用に関して管理者の同意を得ていること。ただし、公的機関の所有で、地目が公衆用道路となっているものはこの限りではない。
- (3) 農道等を前面道路とみなし、法第52条第1項及び法第56条第1項の規定に適合すること。
- (4) 栃木県建築基準条例(昭和57年栃木県条例第2号。以下「県条例」という。)の定めるところにより接道にかかる制限がある場合は、その数値以上とする。

第2 省令第10条の3第4項第3号に該当し、次に掲げる1から4のいずれかに適合すること。

・省令第10条の3第4項第3号

『その敷地が、その建築物の用途、規模、位置及び構造に応じ、避難及び通行の安全等の目的を達するために十分な幅員を有する通路であって、道路に通ずるものに有効に接する建築物であること。』

1. 敷地と道路の間に、河川及び水路（以下「河川等」という。）がある場合は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 河川等に、敷地から道路に至る橋等の通路（幅員2メートル以上）が確保され、当該通路により敷地への出入りに支障がないこと。
- (2) 当該河川等の橋等を通路として利用することについて、占用許可等により、その管理者の承諾が得られていること。
- (3) 河川等を挟んで接続する法第42条の道路が申請敷地に接している前面道路とみなし、法第52条第1項及び第56条第1項の規定に適合すること。
- (4) 県条例の定めるところにより接道にかかる制限がある場合は、その数値以上とする。

2. 敷地と道路の間に青地等がある場合は、次に掲げる基準に適合すること。

- (1) 通路（幅員2メートル以上）が確保され、当該通路により敷地への出入りに支障がないこと。
- (2) 青地等を利用することについて、占用許可等により、その管理者の承諾が得られていること。
- (3) 青地等を挟んで接続する法第42条の道路が申請敷地に接している前面道路とみなし、法第52条第1項及び第56条第1項の規定に適合すること。
- (4) 県条例の定めるところにより接道にかかる制限がある場合は、その数値以上とする。

3. 敷地と道路の間に道路事業等により、道路用地として買収された土地がある場合には、次に掲げる基準に適合すること

- (1) 事業者と協議し支障ないもの。
- (2) 道路用地として買収された土地を挟んで接続する法第42条の道路が申請敷地に接している前面道路とみなし、法第52条第1項及び第56条第1項の規定に適合すること。
- (3) 県条例の定めるところにより接道にかかる制限がある場合は、その数値以上とする。

4. 幅員4.0メートル未満の通路に接して建築する場合は、次に掲げる基準に適合すること。

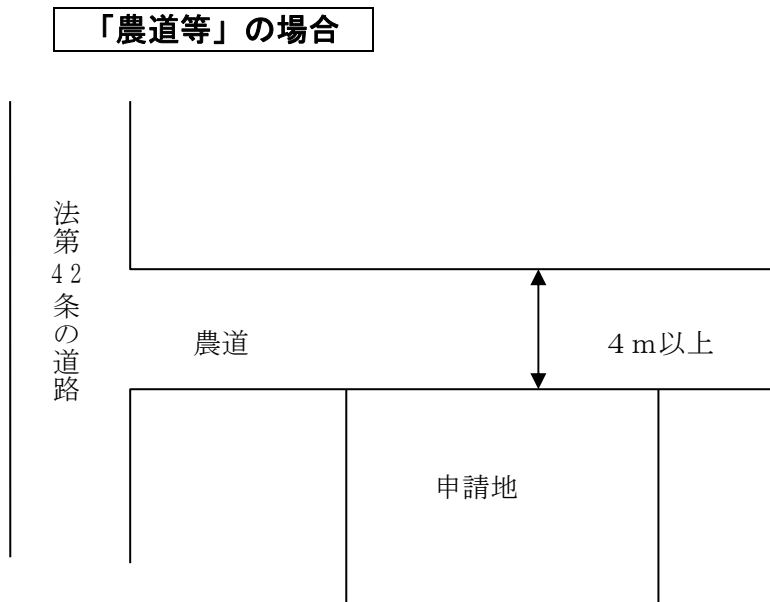
- (1) 既に建築物の敷地として利用された土地の一戸建ての住宅の建て替えまたは増築であり、地階を除く階数が2以下であること。
- (2) 一般通行の用に供されている幅員2.0メートル以上を有する通路のうち、公共機関が管理しているものであって、法第42条に規定する道路に接続していること。
- (3) 当該通路を利用している建築物の敷地が、申請敷地一軒のみであること。

第3 第1、第2の包括同意基準に該当しないが、次に掲げる基準に適合するもの。

- (1) 既に個別案件として以前に建築審査会に諮り、許可を受けている場合で、従前の許可と同様な空地の状況、建築物の用途、敷地の形状であるもの。

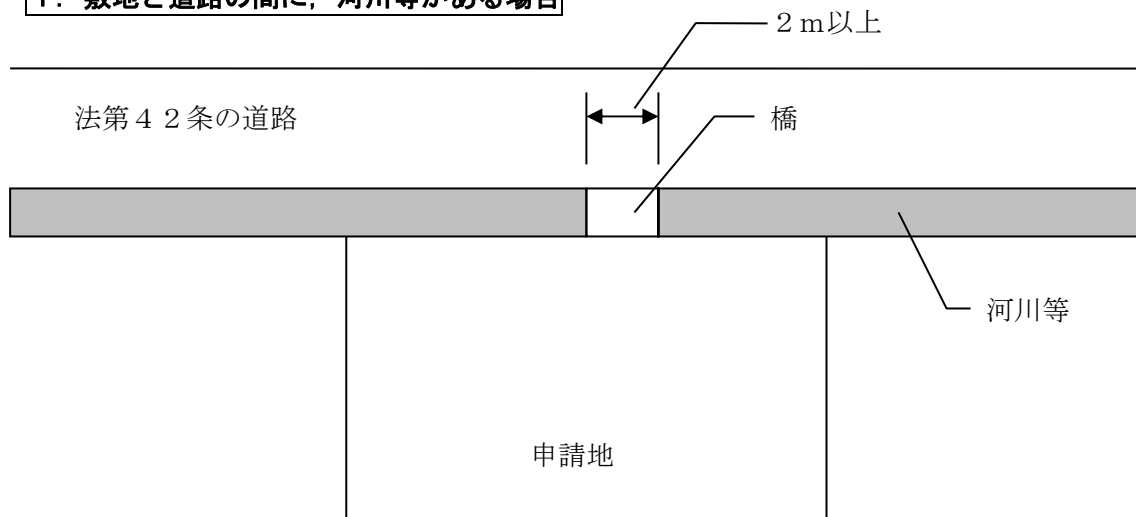
(2) 都市計画法第37条の規定に基づく制限解除を受けた未完成の道路に接する建築物。

〔例〕第1（省令第10条の3第4項第2号）によるもの



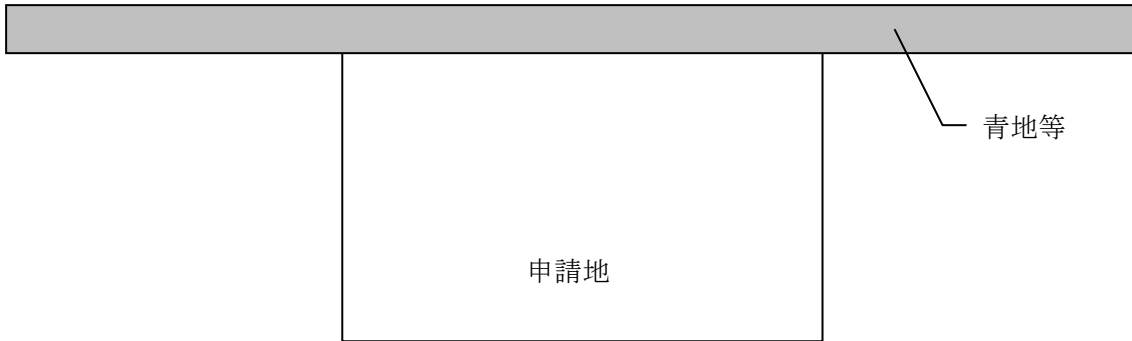
〔例〕第2（第10条の3第4項第3号）によるもの

1. 敷地と道路の間に、河川等がある場合



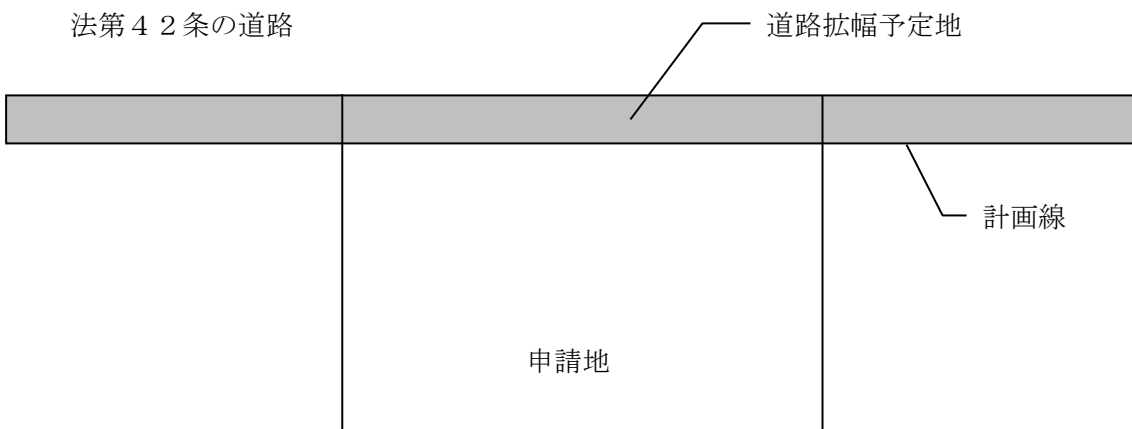
2. 敷地と道路の間に青地等がある場合

法第42条の道路

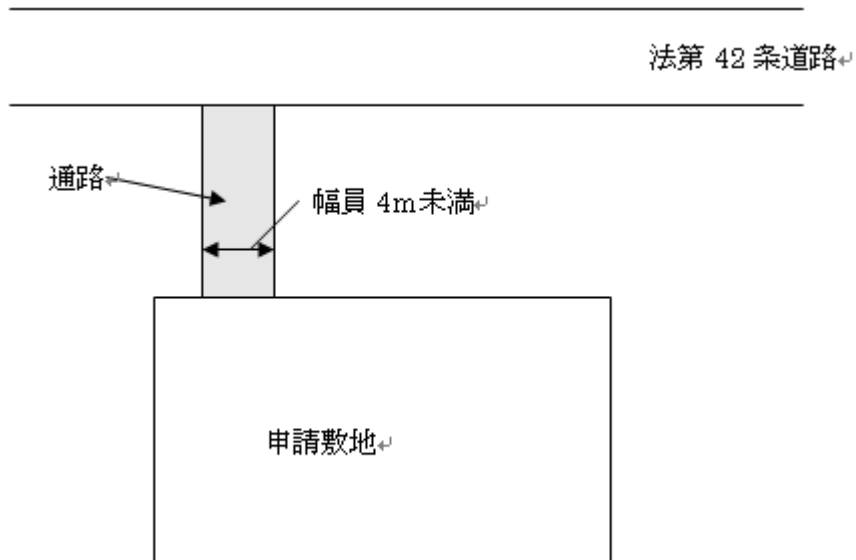


3. 敷地と道路の間に道路事業等により、道路用地として買収された土地等がある場合

法第42条の道路

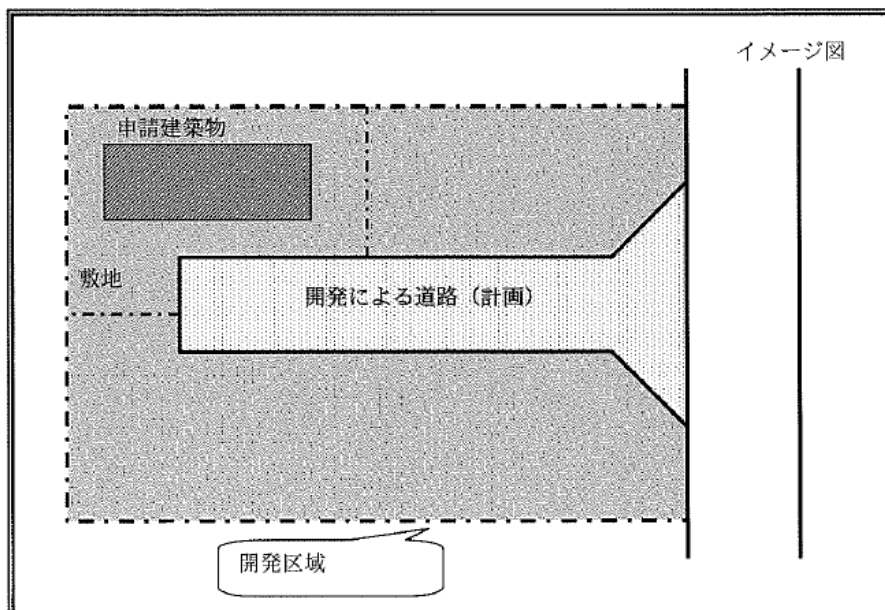


4. 幅員 4.0メートル未満の通路に接して住宅を建築する場合



[例] 第 3 (2) によるもの

(2) 都市計画法第 37 条の規定に基づく制限解除を受けた未完成の道路に接する建築物



2-2. 許可申請の流れについて

法43条第2項第2号の許可申請（旧法第43条第1項ただし書）の流れは、以下のとおりです。

<窓口相談> 事前協議書（様式26ページ）を提出する前に、現地の写真や現況図、公図等の資料をご持参の上、建築指導課窓口（本庁11階）にてご相談ください。

【確認事項】法43条第2項第2号の許可を必要とする理由、計画建築物の規模、許可適用地の幅員、所有者および管理者、現地の状況等

<事前協議> 事前協議受理後、担当職員が書類審査および現地調査を行います。

【提出書類】事前協議書（1部）、付近見取図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、求積図、公図（写し）、登記事項証明書（写し）、付近の写真（空地部分と道路、計画敷地の関係がわかるもの）、理由書（参考様式23ページ～）

<事前協議完了等の連絡> 許可申請の可否や書類の不備事項等の連絡をします。

<許可申請> 事前協議時の不備事項を修正し、必要書類を揃えた上で、許可申請を行ってください。この時点で申請手数料 33,000 円（現金） が必要になりますのでご用意をお願いいたします。

【提出書類】⇒詳細次ページ

許可申請書（正副2部）、事前協議書と同様の図書（公図（原本）、登記事項証明書（原本）、市街化調整区域の場合は、配置図に都市計画課の事前相談済印）、所有者及び管理者からの同意書（占用許可書、施行承認等）、委任状、橋梁を設置する時期の誓約書、その他必要図書

<消防送付> 受付後、消防長の同意手続きのため、消防に申請書類を送付します。消防長の同意が得られた後、建築指導課に申請書類が返却されます。

<許可通知> 申請書類の審査を行い、支障がなければ許可通知書を交付します。事前協議書提出から許可通知交付までの標準処理期間は35日程度です。

<確認申請>

法第43条第2項第2号の許可申請について

(旧法第43条第1項ただし書きの許可)

1. 申請者

原則，確認申請者と同じとする。

(違う場合は，土地所有者との関係を備考欄に記載)

2. 添付図書

(1) 付近見取図

(2) 配置図 (有効幅，境界幅を記入)

(3) 平面図

(4) 立面図 (道路とみなし，道路斜線制限を明示)

(5) 断面図

(6) 公 図 } 建築地先 (空地) の所有を確認

(7) 登記事項証明書 } (土地改良区については，換地計画図)

(8) 所有者及び管理者からの同意書 (橋梁を設置する場合は，占用許可書の写し等)

(9) 付近の写真 (カラーのもの)

撮影位置，方向が判るような図面を添付，若しくは配置図等に記載すること。

写真は申請敷地部分を赤線で囲み，前面空地部分は黒で境界線を引くこと。

(10) 委任状

(11) 理由書 (接道しない周囲の状況，新築，増築，分家等) ⇒ (参考様式23ページ～)

(12) その他 (橋梁設置時期の誓約書)

※開発許可等を要する場合は，許可申請書の正本に都市計画課から下記の事前相談済の印を配置図に押しってもらう

事前相談済
都市計画課

年 月 日

第四十三号様式（第十条の四関係）（A 4）

許可申請書（建築物）
（第一面）

記入例
建築基準法第43条2項2号許可

建築基準法第 43 条 第 2 項 第 2 号の規定による許可を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

特定行政庁 様

令和 年 月 日

申請者氏名

【1. 申請者】

- 【イ. 氏名のフリガナ】
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 郵便番号】
- 【ニ. 住所】
- 【ホ. 電話番号】

【2. 設計者】

- 【イ. 資格】 () 建築士 () 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 () 建築士事務所 () 知事登録第 号
- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※許可番号欄
令和 年 月 日			令和 年 月 日
第 号			第 号
係員氏名			係員氏名
※公告欄	※公開による意見の聴取の期日欄	※建築審査会同意欄	※都道府県都市計画審議会又は市町村都市計画審議会
令和 年 月 日	令和 年 月 日		令和 年 月 日
第 号	第 号		第 号
係員氏名	係員氏名		係員氏名

(第二面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 **宇都宮市〇〇町字●●××**

【2. 住居表示】 **宇都宮市〇〇町×××**

【3. 防火地域】 防火地域 準防火地域 指定なし

【4. その他の区域、地域、地区又は街区】

農道又は前面道路の幅員を記入

【5. 道路】 **法第43条第2項第2号による**

【イ. 幅員】 **4. 0 m**

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 **2. 5 m**

農道又は前面道路と接する

最小有効幅員を記入。

橋跨ぎの場合、橋梁の有効寸法を記入

【6. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) () () () () () () () () ()

(2) () () () () () () () () ()

【ロ. 用途地域等】 () () () () () () () () () ()

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

() () () () () () () () () ()

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

() () () () () () () () () ()

【ホ. 敷地面積の合計】 (1)

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】

【チ. 備考】

【7. 主要用途】 (区分)

【8. 工事種別】

新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替

【9. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築面積】 () () () () () () () () () ()

【ロ. 建蔽率】

【10. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 建築物全体】 () () () () () () () () () ()

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム等の部分】 () () () () () () () () () ()

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

() () () () () () () () () ()

【ニ. 共同住宅又は老人ホーム等の共用の廊下等の部分】

() () () () () () () () () ()

【ホ. 自動車車庫等の部分】 () () () () () () () () () ()

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 () () () () () () () () () ()

【ト. 蓄電池の設置部分】 () () () () () () () () () ()

【チ. 自家発電設備の設置部分】

() () () () () () () () () ()

【リ. 貯水槽の設置部分】 () () () () () () () () () ()

【ヌ. 宅配ボックスの設置部分】

() () ()

【ル. 住宅の部分】

() () ()

【ロ. 老人ホーム等の部分】

() () ()

【ワ. 延べ面積】

m²

【カ. 容積率】

%

【11. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

【12. 工事着手予定年月日】 令和 年 月 日

【13. 工事完了予定年月日】 令和 年 月 日

【14. その他必要な事項】

【15. 備考】

建築物別概要

【1. 番号】

【2. 工事種別等】 新築 増築 改築 移転 用途変更
大規模の修繕 大規模の模様替 既設

【3. 構造】 造 一部 造

【4. 高さ】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【5. 階別用途別床面積】

【イ. 階別用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
(階)	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()
	()	()	()	()	()

【ロ. 用途別】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(申請部分)	(申請以外の部分)	(合計)
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()
()	()	()	()	()	()

【6. その他必要な事項】

【7. 備考】

理由書（案）（水路）

下記の建築申請地について、敷地と道路の間に水路があり、法第42条の規定に基づく道路に接して
おりませんが、水路管理者より橋を架けて利用することについて占有許可を受け、その敷地が避難及び
通行の安全等に通路（空地）として利用するのに支障がないと考えられるため、法第43条第2項第（1
又は2）号の規定に基づく（認定又は許可）申請をいたします。

記

1. 建築申請地 宇都宮市〇〇〇

認定（1号）又は許可（2号）いずれか、申請内
容により、修正してご利用ください。

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名

理由書（案）（土地改良による農道）

下記の建築申請地について、建築基準法第42条の規定に基づく道路に接していませんが、土地改良事業により築造された幅員4メートル以上の農道に2メートル以上接しており、その敷地が避難及び通行の安全等に通路（空地）として利用することに支障がないと考えられるため、法第43条第2項第（1又は2）号の規定に基づく（認定又は許可）申請をいたします。

記

1. 建築申請地 宇都宮市〇〇〇

認定（1号）又は許可（2号）いずれか、申請内容により、修正してご利用ください。

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名

理由書（案）（2 m以上の通路）

下記の建築申請地について、建築基準法第42条の規定に基づく道路に接していませんが、敷地と道路の間に赤道があり、その敷地が避難及び通行の安全等に通路（空地）として利用することに支障がないと考えられるため、法第43条第2項第2号の規定に基づく許可申請をいたします。

記


1. 建築申請地 宇都宮市〇〇〇

令和 年 月 日

申請者

住所

氏名



都市整備部 建築指導課 指導グループ
電話：028-632-2557, 2747
FAX：028-632-5421